



福岡県医発第 547 号
平成 24 年 5 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び
方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、
方式及び規格について

今般、厚生労働省保険局長より、平成 24 年度診療報酬改定を反映したレセプトオンライン請求
及び光ディスク等を用いた費用の請求に関する記録条件仕様が定められ、平成 24 年 5 月 1 日より
適用された旨日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

これに伴い、従前の「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定め
る事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方
式及び規格について」(平成 22 年 4 月 27 日付け保発 0427 第 1 号)は廃止されました。

なお、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式
並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格につ
きましては、厚生労働省ホームページ「診療報酬情報提供サービス」

(<http://www.iryohoken.go.jp/shinryohoshu/>) に掲載されておりますことを申し添えます。

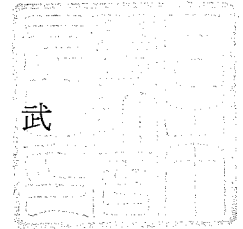
小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

日医発第157号(保34)
平成24年5月16日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武



電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

今般、平成24年度診療報酬改定を反映したレセプトオンライン請求及び光ディスク等を用いた費用の請求に関する記録条件仕様が定められ、平成24年4月27日付け保発0427第6号の厚生労働省保険局長通知が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

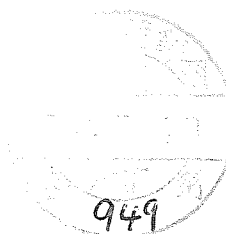
これに伴い、従前の「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」(平成22年4月27日付け保発0427第1号)は廃止されました。

なお、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格につきましては、厚生労働省ホームページ「診療報酬情報提供サービス」(<http://www.iryohoken.go.jp/shinryohoshu/>)に掲載されておりますことを申し添えます。

(添付資料)

- ・電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

(平24.4.27 保発0427第6号 厚生労働省保険局長)

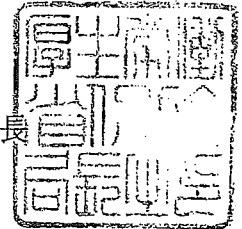




保 発 0427 第 6 号
平成 24 年 4 月 27 日

都 道 府 県 知 事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長



電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和 51 年厚生省令第 36 号) 第 1 条第 1 項及び附則第 4 条第 1 項の表の一の項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格を別紙のとおり定めたので通知する。

なお、これに伴い、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」(平成 22 年 4 月 27 日付保発 0427 第 1 号)は廃止する。

電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格

〔平成 24 年 4 月 27 日〕
厚生労働大臣

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和 51 年厚生省令第 36 号）第 1 条第 1 項及び附則第 4 条第 1 項の表の一の項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格を定め、平成 24 年 5 月 1 日より適用する。

- (別添 1-1) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（医科用）
- (別添 1-2) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC 用）
（別添様式）コーディングデータに係る記録条件仕様
- (別添 1-3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）
- (別添 1-4) オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（調剤用）
- (別添 2-1) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（医科用）
- (別添 2-2) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（DPC 用）
- (別添 2-3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（歯科用）
- (別添 2-4) オンライン又は光ディスク等による請求に係る標準仕様（調剤用）
- (別添 3) オンライン又は光ディスク等による請求に係る傷病名コード（医科用・DPC 用・歯科用）
- (別添 4) オンライン又は光ディスク等による請求に係る修飾語コード（医科用・DPC 用・歯科用）
- (別添 5) オンライン又は光ディスク等による請求に係る診療行為コード（医科用・DPC 用・歯科用）
- (別添 6) オンライン又は光ディスク等による請求に係る医薬品コード（医科用・DPC 用・歯科用・調剤用）
- (別添 7) オンライン又は光ディスク等による請求に係る特定器材コード（医科用・DPC 用・歯科用・調剤用）
- (別添 8) オンライン又は光ディスク等による請求に係るコメントコード（医科用・DPC 用・歯科用・調剤用）
- (別添 9) オンライン又は光ディスク等による請求に係る歯式コード（歯科用）
- (別添 10) オンライン又は光ディスク等による請求に係る歯科診療行為コード（歯科用）
- (別添 11) オンライン又は光ディスク等による請求に係る調剤行為コード（調剤用）

* 別添 1～11 は、HP「診療報酬情報提供サービス」にて掲載